

非常災害時の対応について

新城市教育委員会

1 特別警報等が出されている場合

【午前6時までに解除されない場合】

「○」・・・平常授業（※1）を行います

「×」・・・当日の授業は中止します（tetoru 配信）

河川氾濫		大 雨		土砂災害	
レベル5 氾濫特別警報	×	レベル5 大雨特別警報	×	レベル5 土砂災害特別警報	×
レベル4 氾濫危険警報	×	レベル4 大雨危険警報	×	レベル4 土砂災害危険警報	×
レベル3 氾濫警報	○	レベル3 大雨警報	○	レベル3 土砂災害警報	○
レベル2 氾濫注意報	○	レベル2 大雨注意報	○	レベル2 土砂災害注意報	○
早期注意情報 ○					
その他	暴風警報 ×				

【午前6時までに解除された場合】

平常授業（※1）を行います

（※1）原則として通常どおりの授業を行いますので、通学路の安全を確かめてから登校させてください。ただし、通学路が冠水、土砂崩れ、落石等の恐れがあるなど、安全に登校できないと判断された場合は、児童生徒の登校を見合わせ、家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、欠席・遅刻の扱いにはなりません。

2 午前6時を過ぎて特別警報等が出された場合

午前6時を過ぎて、児童生徒が登校する前に、上記対応一覧表のレベル5 特別警報、レベル4 危険警報、暴風警報が発令された際は、授業を中止します。登校後であれば、校内待機（保護者への引き渡し）とします。

※この場合、原則として「tetoru」により連絡します。

3 暴風警報等はないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

（※1）の対応に加え、学校の指示で自宅待機（始業前）をさせたり、当日の授業を中止（始業後）して下校させたりすることがあります。※この場合、原則として「tetoru」により連絡します。